



発行 新潟県

第24号

平成31年3月26日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

- 6 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則(行政改革・評価室)
- 7 新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(環境対策課)
- 8 新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課)

告 示

- 318 農業振興地域の区域変更(地域農政推進課)
- 319 保安林の指定解除予定(治山課)
- 320 土地改良事業計画の変更認可(農地計画課)
- 321 土地改良区清算人の退任報告(農地計画課)
- 322 国土調査の成果認証(農村環境課)
- 323 土地改良事業の工事完了(農村環境課)
- 324 公共測量の終了通知(監理課)
- 325 新潟県土地利用計画の変更(用地・土地利用課)
- 326 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)

規 則

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第6号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年新潟県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(市町村が処理する事務の範囲)		(市町村が処理する事務の範囲)	
第3条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		第3条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
1 条例別表 <u>第3号の表</u> <u>17の項第21号</u> に規定する新潟県立自然公園条例(昭和43年新潟県条例第28号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	(略)	1 条例別表 <u>第3号の表</u> <u>15の項第21号</u> に規定する新潟県立自然公園条例(昭和43年新潟県条例第28号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	(略)
2 条例別表 <u>第3号の表</u> <u>26の項第20号</u> に規定する浄化槽法(昭和58年法律第43号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	(略)	2 条例別表 <u>第3号の表</u> <u>23の項第20号</u> に規定する浄化槽法(昭和58年法律第43号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	(略)
(略)		(略)	
4 条例別表 <u>第7号の表</u> <u>13の項第25</u>	(略)	4 条例別表 <u>第7号の表</u> <u>13の項第20</u>	(略)

<p>号に規定する森林組合法（昭和53年法律第36号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>		<p>号に規定する森林組合法（昭和53年法律第36号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>10 条例別表第9号の表17の項第3号に規定する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成9年新潟県規則第91号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第3条（規則第8条第1項において準用する場合を含む。）の規定による申請の取下げの届出に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(2) 規則第5条（規則第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による名義変更の届出に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(3) 規則第6条（規則第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事取りやめの届出に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(4) 規則第7条（規則第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事完了の報告に係る書類の受理及び県への送付</p>	<p>10 条例別表第9号の表17の項第3号に規定する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成9年新潟県規則第91号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第3条の規定による申請の取下げの届出に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(2) 規則第5条の規定による名義変更の届出に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(3) 規則第6条の規定による工事取りやめの届出に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(4) 規則第7条の規定による工事完了の報告に係る書類の受理及び県への送付</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第7号

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年新潟県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
(土壌及び地下水の汚染状況の監視等)				(土壌及び地下水の汚染状況の監視等)			
第21条の12 (略)				第21条の12 (略)			
2 条例第74条第1項の規定による土壌及び地下水の汚染の状況の監視は、次に定めるところにより行うものとする。				2 条例第74条第1項の規定による土壌及び地下水の汚染の状況の監視は、次に定めるところにより行うものとする。			
(1)～(4) (略)				(1)～(4) (略)			
(5) 第1号の規定による測定は、5年に1回以上行い、かつ、有害物質使用等事業場の土地の形状の大規模な変更を行う場合 <u>(土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第3条第8項又は第4条第2項若しくは第3項の規定による調査を行う場合を除く。)</u> において行うこと。				(5) 第1号の規定による測定は、5年に1回以上行い、かつ、有害物質使用等事業場の土地の形状の大規模な変更を行う場合において行うこと。			
(6)～(8) (略)				(6)～(8) (略)			
3～6 (略)				3～6 (略)			
(土壌及び地下水の汚染状況の届出)				(土壌及び地下水の汚染状況の届出)			
第21条の13 条例第75条の規則で定める土地は、次に掲げるとおりとする。				第21条の13 条例第75条の規則で定める土地は、次に掲げるとおりとする。			
(1) 有害物質使用等事業場の敷地であつた土地 (土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域を除く。)				(1) 有害物質使用等事業場の敷地であつた土地 (土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域を除く。)			
(2)・(3) (略)				(2)・(3) (略)			
2 (略)				2 (略)			
別表第6の4 (第21条の12関係)				別表第6の4 (第21条の12、第21条の13関係)			
土壌の汚染状況の評価に係る基準値				土壌の汚染状況の評価に係る基準値			
番号	有害物質の種類	土壌溶出量基準値	土壌含有量基準値	番号	有害物質の種類	土壌溶出量基準値	土壌含有量基準値
(略)				(略)			
5	1, 2-ジクロロエチレン	(略)		5	シス-1, 2-ジクロロエチレン	(略)	
(略)				(略)			
第9号様式の11 (第21条の12、第21条の13関係)				第9号様式の11 (第21条の12、第21条の13関係)			
土壌(地下水)汚染状況報告書(届出書)				土壌(地下水)汚染状況報告書(届出書)			
(略)				(略)			
別紙				別紙			

調 査 地 点					
(略)					
5	1, 2-ジ クロエチ レン				
(略)					
備考 (略)					

調 査 地 点					
(略)					
	シス-1, 2-ジク ロロエチ レン				
5	トランス- 1, 2-ジ クロエチ レン				
	1, 2-ジ クロエチ レン				
(略)					
備考 (略)					

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第 8 号

新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成 9 年新潟県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前				
<p>第 7 条 （略）</p> <p><u>（協定建築物への準用）</u></p> <p>第 8 条 <u>第 3 条の規定は、法第22条の 2 第 1 項の規定による申請について準用する。この場合において、第 3 条中「同条第 3 項」とあるのは、「同条第 4 項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 第 4 条から前条まで（第 5 条第 2 項を除く。）の規定は、認定協定建築主等に係る当該認定を受けた計画及び当該計画に係る認定協定建築物について準用する。この場合において、これらの規定中「認定建築主等」とあるのは「認定協定建築主等」と、「認定特定建築物」とあるのは「認定協定建築物」と、第 4 条中「第18条第 1 項」とあるのは「第 22 条の 2 第 5 項において準用する法第18条第 1 項」と、「第 8 条」とあるのは「第12条の 3 第 1 項」と、「第10条第 2 項」とあるのは「第12条の 7 第 2 項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第 9 条 （略）</p> <p>第 2 号様式（第 3 条、第 8 条関係） 取下げ届 （略） <u>認定特定建築物</u> 下記のとおり<u>認定協定建築物</u>の認定の申請を取り下げたいので、新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第 3 条（第 8 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。 記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>特定建築物又は協定建</td> </tr> </table>	（略）	特定建築物又は協定建	<p>第 7 条 （略）</p> <p>第 8 条 （略）</p> <p>第 2 号様式（第 3 条関係） 取下げ届 （略） 下記のとおり<u>認定特定建築物</u>の認定の申請を取り下げたいので、新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第 3 条の規定により届け出ます。 記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>特定建築物の所在地</td> </tr> </table>	（略）	特定建築物の所在地
（略）					
特定建築物又は協定建					
（略）					
特定建築物の所在地					

建築物の所在地	
特定建築物又は協定建築物の主要用途	
(略)	

(略)

第3号様式 (第4条、第8条関係)

計画変更認定申請書

(略)

認定特定建築物

下記のとおり認定協定建築物の認定に係る計画を変更したいので、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第1項(同法第22条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類を添えて申請します。

(略)

添付書類

- 1 省令第8条又は第12条の3第1項に規定する図書のうち計画の変更に係るもの
- 2 (略)

第4号様式 (第5条、第8条関係)

名義変更届

(略)

認定建築主等

認定特定建築物 認定協定建築主等

下記のとおり認定協定建築物の工事監理者
工事施工者

の名義を変更したので、新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第5条(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

記

(略)					
認定特定建築物又は認定協定建築物の所在地					
変更届出事項	<table border="1"> <tr> <td>認定建築主等又は認定協定建築主等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	認定建築主等又は認定協定建築主等	(略)	(略)	
認定建築主等又は認定協定建築主等	(略)				
(略)					
(略)					

(略)

第5号様式 (第6条、第8条関係)

工事取りやめ届

(略)

認定特定建築物

下記のとおり認定協定建築物の工事を取りやめ

特定建築物の主要用途	
(略)	

(略)

第3号様式 (第4条関係)

計画変更認定申請書

(略)

下記のとおり認定特定建築物の認定に係る計画を変更したいので、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(略)

添付書類

- 1 省令第8条に規定する図書のうち計画の変更に係るもの
- 2 (略)

第4号様式 (第5条関係)

名義変更届

(略)

認定建築主等

下記のとおり認定特定建築物の工事監理者
工事施工者

の名義を変更したので、新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第5条の規定により届け出ます。

記

(略)					
認定特定建築物の所在地					
変更届出事項	<table border="1"> <tr> <td>認定建築主等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	認定建築主等	(略)	(略)	
認定建築主等	(略)				
(略)					
(略)					

(略)

第5号様式 (第6条関係)

工事取りやめ届

(略)

下記のとおり認定特定建築物の工事を取りやめ

たので、新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第6条(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

(略)	
認定特定建築物又は認定協定建築物の所在地	
認定特定建築物又は認定協定建築物の主要用途	
(略)	

(略)

第6号様式(第7条、第8条関係)

工事完了報告書

(略)

認定特定建築物

下記のとおり認定協定建築物の工事が完了したので、新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第7条(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

(略)	
認定特定建築物又は認定協定建築物の所在地	
(略)	

注1 (略)

2 「工事期間における主要な設計変更以外の変更の内容」欄は、法第18条第1項(法第22条の2第5項において準用する場合を含む。)の計画の変更以外の変更であって省令第11条又は第12条の8の軽微な変更以外のものの内容を記入すること。

添付書類

計画に係る建築物特定施設の写真

第7号様式(第9条関係)

特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告書

(略)

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

たので、新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第6条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

(略)	
認定特定建築物の所在地	
認定特定建築物の主要用途	
(略)	

(略)

第6号様式(第7条関係)

工事完了報告書

(略)

下記のとおり認定特定建築物の工事が完了したので、新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

(略)	
認定特定建築物の所在地	
(略)	

注1 (略)

2 「工事期間における主要な設計変更以外の変更の内容」欄は、法第18条第1項の計画の変更以外の変更であって省令第11条の軽微な変更以外のものの内容を記入すること。

添付書類

認定建築物の特定施設の写真

第7号様式(第8条関係)

特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告書

(略)

告 示

◎新潟県告示第318号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、三条市に係る栄農業振興地域(昭和44年新潟県公告)の区域を次のとおり変更する。

平成31年3月26日

新潟県知事 花角 英世

1 変更する地域の名称

栄農業振興地域

2 区域

三条市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び三条地域振興局農業振興部で縦覧する。

3 変更年月日

平成31年3月26日

◎新潟県告示第319号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成31年3月26日

新潟県知事 花角 英世

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県刈羽郡刈羽村大字西元寺字諏山527の1、528の1

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

◎新潟県告示第320号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

平成31年3月26日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
上越市 大潟あさひ土地改良区	大吐川	農業用排水施設整備（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金「基盤整備促進」）事業	変更	平成31年3月13日	第48条

◎新潟県告示第321号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人角田焼山土地改良区から次のとおり清算人が退任した旨の届出があった。

平成31年3月26日

新潟県知事 花角 英世

1 退任

新潟市西蒲区松野尾2941 鈴木 忠孝

" 巻大原822 大越 茂

" 松野尾4846 本田 賢一

" 松野尾3366 岩崎 文一

" 松野尾2904 八尾坂 又之助

" 松野尾2861 市橋 善伸

" 松野尾2256 山川 勲雄

" 松山79 齋藤 雅一

退任年月日 平成31年3月7日

◎新潟県告示第322号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成31年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
見附市	見附市の地籍図及び地籍簿 葛巻町の一部

2 認証年月日

平成31年3月13日

◎新潟県告示第323号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成31年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
東谷	農業用排水施設整備・区画整理（中山間地域総合整備）事業	長岡市	平成31年3月5日

◎新潟県告示第324号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業 両新地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成30年6月1日から平成31年1月9日まで
- 3 作業地域 新潟市秋葉区大安寺ほか地内

◎新潟県告示第325号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により定めた新潟県土地利用計画（平成29年3月新潟県告示第387号）を次のとおり変更する。

なお、変更後の土地利用基本計画図は、新潟県土木部用地・土地利用課及び関係市町村において縦覧に供する。

平成31年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県土地利用基本計画図の変更

1 農業地域から次の区域を縮小する。

区域	面積（ヘクタール）
加茂市の一部	5
三条市の一部	57

2 森林地域について次の区域を拡大する。

区域	面積（ヘクタール）
新潟県全ての森林地域の一部	19

3 森林地域から次の区域を縮小する。

区域	面積（ヘクタール）
長岡市の一部	1
上越市の一部	10
妙高市の一部	2

◎新潟県告示第326号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成31年3月26日

新潟県新潟地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

平成31年3月13日

3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
五泉市横町三丁目577番4の内、 578番1の内	6.00	39.00